第2回「帝銀事件第二十次再審請求の現状」質疑応答

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学平和教育登戸研究所資料館 公開日: 2019-11-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山際, 永三, 山田, 朗, 浜田, 寿美男, 渡邉, 良平 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/20495

明治大学平和教育登戸研究所資料館　館報
第５号　2019 年度
193 － 199 頁，2019 年９月

第９回企画展「帝銀事件と登戸研究所」記録
特別プログラム講演会第２回　「帝銀事件第二十次再審請求の現状」

質疑応答

〔問１〕　２点あるんですけれども，平沢氏は事件を起こした当日というのは，アリバイの話というのは全然聞いてなかったので自分が知らないだけなんですけれども，アリバイはどうなっているんでしょうか，というのが第１点目。もう１点は小切手の額面はいくらぐらいだったんですか。

〔山際〕　あんまりアリバイの事は私も詳しくはないのですが，当日，親戚というか娘さんの旦那さんが勤めていた船舶協会のようなところへ行って，それであとどこかで娘さんの関係でやはりタドンをもらったということがある。タドンを貰って，当時燃料が不足でしたから，自宅に帰ったと。それが犯行時間の午後３時 20 分に間に合わないというのがアリバイとして出されたのですが，そのアリバイを証明する娘さんの関係のアメリカ人の方が中々連絡がつかなかったりでアリバイの証明が上手くいかなかった，という経緯があったと聞いています。

小切手は確か１万７千円，16 万の現金と。金庫は開いていたそうですから，金庫でもっと高額なものを取ることもできたのに，どういうことか，手元にあった 16 万円と小切手１枚だけ取っていった，そういう不思議な事件。その理由ははっきりしないんです。

〔山田〕　それで，この小切手は換金されているんですよね。

〔山際〕　翌日換金されてまして，警察が全銀行に手配すれば間に合ったはずなのに，通知が行かない間に別の銀行で換金されてしまいました。

〔問２〕　色々，平沢さんが真犯人ではないという材料を教えていただいたと思いますけれども，お三方はそれぞれ，真犯人は誰だとお思いですか。誰の可能性が高いと思っていらっしゃいますか。

〔山際〕　最初の話にもあった通り日本陸軍の第九陸軍研究所，この登戸研究所の関係者に間違いないと思います。それを伴さんという人が捜査当局の追及から逃げちゃって，結局ちゃんとした証明を得られなかったために…。第九陸軍研究所の関係者が大勢いましたから，

あるいは関係者のまた知り合いかもしれない。

〔問者〕 その陸軍の研究員がやったということですか。

〔山際〕 いや研究員かどうかはわかりません。関係者であったことは確かだろうと思いますが，中々それをストレートには言っていない訳です。

〔浜田〕 私の立場は真犯人を探し出すというのではなくて，被疑者・被告人の立場になり，再審請求を出した平沢さんが事件には関与していないということを証明することにあります。丸正事件のように，真犯人を究明することによって冤罪を晴らそうという発想はもちろんありますけれど，これは冤罪救援の本来ではありません。実際，丸正事件では，裁判所がなかなか思うように動いてくれないことに業を煮やした弁護人が，家族の中に真犯人がいるとして告発した結果，逆に名誉棄損で有罪判決を受けてしまいました。本来，冤罪救援の活動は事件の真相究明とは違う。つまり，被疑者・被告人が，実はこの事件とは関係のない無実の人だということをいかに証明するかという事であって，真相を究明することではありません。

〔渡邉〕 浜田先生と同じで，先ほど私の話の中でも言いましたように，真犯人は誰かとか真実は何かと，そういう事は必ずしも帝銀（再審請求）の今回の目的とは違って。当然それはどうしても考えてしまう。敢えて言えばですね，誰が犯人かという事はもちろんわかりません，ただなんとなく科学的な知識に長けた人であったことは間違いないという風に思っています。

〔山田〕 登戸研究所資料館の立場から言いますと，私たちはどちらかというと特務機関だとか，実戦を経験した人間じゃないかと考えています。というのは，今から十数人の人を殺すという事を平然とやっているわけですね。非常に落ち着いてやっているというのは生存者の証言にもあります。ですからそういう場数を踏んでいる。そういうことを考えると，研究者というよりも，実行をしてきた人間の方が，何かちょっと怪しいんじゃないかなあと考えておりますけれども。でもこれはまだ全然…これを立証せよと言われてもできないのですけれど。すいません，余計な事言っちゃった。

〔問３〕 ３点ほど伺いたいのですが。渡邉弁護士さんの現在行っている薬物の実験について，青酸カリ以外にはどのような薬物を実験されているのか。２つ目は，生存者は事件当時どういう状況だったのか，死亡直前で助けられたのでしょうか。３つ目は，捜査資料の情報公開はどの程度公開されているのか，70 年経っていますが全部廃棄されてしまったのでしょうか。

〔渡邉〕（１つ目について）今の実験では，現時点では青酸カリのみです。

（２つ目について）生き残った４名の方は，皆さん意識を失って，その後に救護され

たという事なので，命は失わなかったものの全然無事ではなくて。ただその後は，普通に生存されたと思います。

（３つ目について）証拠開示は今もやっています。ただ中々全部は開示されないということがありまして。これは，廃棄はされていないようです。警察庁で保管はされている。

〔問者〕 ４名の方が生存されていて，彼らの証言というのは公開されていないのでしょうか。

〔渡邉〕 そういうのはもちろん公開されています。ざっと証言をみますと，支店長代理の供述はかなり詳しく具体的なのですが，他の方はあまり詳しくはないですね。私が見たところでは。こういう状況だったので，記憶もはっきりしないということもあったのかもしれません。例えば飲み方ですね。どういう順番で飲んだか非常に関心があるところなのですが，ここが必ずしも堅実ではなくて，あるいはみなさん一致してなかったりすることがあって，ちょっと記録としてはもどかしいものがあります。

〔問４〕 毒物についてですけれども，アセトンシアンヒドリンだとすれば登研に関連すると思うのですが。アセトンシアンヒドリンというのは現代の言い方であって，薬品はずっと青酸ニトリールという風に言われています。だけど化学的に言えば，なんてへんてこな名称ですね，青酸ニトリールというのは。何でこんな名前を付けたんだろうというような名前の付け方をしているので，そういう言葉を使うグループがあったのかな？と。もしかすると登戸研究所のグループかもしれないんだけれども。こんな変な名前がいつ，どこから出てきたのかお伺いしたいです。

〔山田〕 アセトンシアンヒドリンという言い方も，当時もしています。一種の略称のような形で登戸研究所関係者の中で青酸ニトリールという言い方をしているのですが。正式にはアセトンシアンヒドリンというのは当時から使われている言葉です。

〔問５〕 浜田先生にお聞きします。虚偽自白が生まれた構造というのを大変わかりやすくお話しいただいたのですが，取り調べる側の，お前がやったんだ，お前に違いないというのは，予断，思い込みを超えたところで，信じ切ってやって，その結果虚偽自白が生まれてくるというように理解したのですが，少なくとも職業的知見のあるプロの取調官が，おかしいんじゃないかと疑うこともなく，そういうところに入り込んでしまうのは心理的に何かあるのでしょうか。

〔浜田〕 帝銀に限りませんが，取調官が犯人だと推定している被疑者がひょっとしたら無実かもしれないと考える。あるいは自白が出たけれど，その内容がちょっとおかしいんちゃうかってことを思うのはごく自然なことだと思うんですけれど，ところが高木検事（平沢貞通を取り調べた検事）の取調べでも，質問の中にひょっとしたらお前はやっていな

いんじゃないかっていう発言が出てこないんですね。

恐らくは，頭では思っても職業意識としてその疑いを表に出さないという事が一つ。それから，他の事件では取り調べ録音テープなんかにも最近は出ていますので，そういうのを聞いてますと，高木検事の場合は一対一で聞いた形になっていますが，その場には書記官が当然いますので，表向きは複数で聞く形なんですね。そうしますと，心証としてひょっとしてこの人はやっていないんじゃないかと思ったとしても，それを口に出して言えば，立ち会った他の人にどう受け止められるかという事を考えてしまう可能性があると思っているんですね。複数の取調官が一緒になって一人の被疑者を追及するときに，ひょっとしたら違うかもしれないということを相方のいる前では言えないような場の構図があるように私は思っているんです。狭山事件とか，袴田事件とか，追及している捜査段階の証拠は極めて脆弱なんですね。袴田さんの場合であれば，着ていたパジャマに醤油のシミとも思える僅かな血がついているというだけで疑われて，この血液を説明しろとやってくるわけですよ。それだけで有罪の確信を持つことが出来るはずがないというところで，もうお前以外には犯人はいないというふうに迫っている。これを私は「証拠なき確信」と呼んでいます。取調官はそれくらいの確信を持ってやらないと自白はとれないと思っているんですね。心証上，無罪の可能性はあると思っても，それを表に出さないという形で落とすことを考えているというように見えます。確信を持って調べると言っても，本当のところはただの思い込みなんですけれど。もちろん人は一定の証拠があるから確信するんですけれど，しかし決定的証拠があって追及しているわけではない。決定的証拠があれば，別に自白なんか要らないはずです。ところが自白が必要だというのは証拠が十分にないということの裏返しです。確信という言葉を，我々が普段どういうところで使っているかを考えてみて下さい。例えば，A さんが B さんを殺す現場を目の前で見てしまうと，私たちは A さんが犯人だと確信していますとは言わないんですね。A さんが犯人だと知っていますと言うわけです。「知っている」ということと「確信する」ということの間には隙間があるんです。その隙間の部分を私たちはあまり意識せずに，そうに違いないと思い込んでしまう。だから報道なんかで被疑者が捕まったと報じられると，それだけで「こんなひどい奴がおって」という風に確信してしまって疑わない。人間はちょっとしたことでそんなふうに思い込んでしまうようにできている。取調官もまたそういう心理的構造の中にあって，しかも捜査組織の人間として有罪立証のために取り調べているという事が背景にあるんじゃないかなと思っています。

〔問６〕 毒物と同じぐらい重要な証拠として腕章があると，「東京都衛生局防疫班」の腕章。

浜田先生のお話にもあったように逆行的構成ということにも関わってくると思うのですが，相田さんという人の家で赤痢が発生したということでしたが，犯人が腕章を用意しているという事はそこで赤痢が発生したという事を知った上でないと用意できない訳ですよね。平沢さんは相田さんのところで赤痢が発生したということをアリバイの範囲の中で，時間の中で，知っていないと犯人になりようがないわけですよね。20 年ほど前の浜田先生もご出演された NHK の ETV 特集で，相田さんのご近所の方が証言者として出演され，その日 GHQ が入るなという幕を張っていたので「相田」という表札を見ることはできなかったと言っているんですね。これらのことを考えると，まず平沢さんはどうやって赤痢発生を知り得たのか，どうやって相田という名前を知り得たのか。しかも 3 時過ぎ池袋駅を出た時点でそれを知っていなければならないと，これどう考えても論理的に成り立っていないように思うのですが，この辺りはこれまでの裁判あるいは弁護ではどのように処理されているのでしょうか。

〔浜田〕 判決上どうだったかというのはちょっと記憶にないのですが，それは最大の謎です。自白の中ではたまたま GHQ のジープが止まっていたので，っていうんですけど，先ほど地図を見ていただいたように，相当遠回りをしないと見えないし，またジープがそこに止まっていた事実はあったようですけれど，彼が 3 時 10 分前に池袋駅を出て歩いていきますと，その段階ですでにジープは帰っているということが他の証拠から明らかになっています。ですから，平沢さんが相田宅で赤痢が発生したというのを知り得る状況では決してなかったんですね。自白でもそれはクリアできないものですから，「たまたま見た」という以外にないんですが，たまたま見たというそのジープも，実は実際に居た時間帯とは合わない。この点について平沢さんは決定的に無実であるわけです。そのこと自体が，彼がこの事件を起こし得なかったという証明になるはずなんですけれども，裁判所はまったくそのことに触れていない。普通に考えたらこれ，あり得ない話なんですよ。それなのに平沢さんはこの自白で死刑判決にまで繋がってしまう。そういう構図になっているという事だと思います。

〔問７〕 平沢さんが帝銀事件の犯人として疑われていた後で，10 万円の現金を持っていたという事ですが。以前 TV か何かでやっていたのですが，平沢さんが春画を描いてそれだけのお金を得ていたけれども，結局供述でそれを言わなかったという報道があったのですが，何かそこについて研究は進んでいるのでしょうか。

〔山際〕 その問題は第十九次再審請求時に随分やられたようです。私の聞いているところでは，確かに春画を描いていたであろう，と。しかしそれをいつ描いて，いつお金になったかということはあんまりきっちり立証できないという事と，もう一つは春画の問題で森川

哲郎さん（作家・「平沢貞通さんを救う会」創設者）が偽証の疑いで逮捕されているんですよ。有罪になって，刑務所に行ったりして，それはひどい弾圧なんですよ。そういう意味で森川さんが逮捕されて弾圧されたという事が，春画問題についてちょっと弁護団に躊躇をもたらしたのかもしれません，と思います。それからもう一つは，何万円持っていたという問題はね，平沢さんという人はあんまり自分でお金の出入りをきっちり書いて持っているという人ではなかったらしくて。ある意味画家というのはいずれ描くよということで何万円ももらっちゃうパトロンがいたり，昔描いたもののお金がきたり。まあお金は結構そんなに不自由していたわけではないという考えもありまして。散々お金のことは警察側は追求したようですが，なかなか何月何日にいくら入ってどうのという証明は難しいようです。

〔問８〕 1980 年代に松山事件，免田事件などで再審無罪になったということは，白鳥決定が大きな再審決定をこじ開けた大きな判断，裁判所の判断があったと思うんですね。免田事件，松山事件もそうなのですが，事件そのものではなく社会的な変わり目，国家警察が自治体警察になる時にこういうのが発生しているんですね。事件そのものではなくて社会的な背景は再審決定に関係なかったのでしょうか。

〔山際〕 大変興味ある問題を提起されたと思います。1980 年代の４つの事件は確かに白鳥決定によって非常に有利な状況になって，みんな再審開始が出た。というのは，当時最高裁にいた人たちが，戦後民主主義を体現している人が何人かいたようですね。まあ団藤重光さんが有名ですけれども。団藤さんよりちょっと前にも何人か最高裁で，法律にのっとった，ちゃんとしたことをやった人がいて，もちろん調査官にもちゃんとした人がいて。あの４つの事件は戦後民主主義の残りがかろうじて表面化した時期と僕は考えています。ところが，その人たちが最高裁から全部いなくなった後，戦後民主主義がいよいよ壊滅状態になったという考えです。

〔浜田〕 死刑確定事件で再審無罪になったのは 80 年代の４件のみで，その後，次は袴田事件ではないか，次は名張事件ではないかと言われたことがありますが，それ以降 30 年，死刑に関しては再審開始がないんですね。袴田事件はこないだ再審決定が出ましたが，それがまた取り消しされてしまいましたから。死刑確定事件で再審が実際に開かれたのは 30 年間無かったということになります。そのことをどう考えるのか，法の世界でいったい何が起こっているのかという問題があるかと思います。しかし，死刑確定後に再審を求める人たちはたくさんいるわけで，しかも死刑執行された事件もいくつか再審を望んでいる。死刑執行された事件を再審開始決定を出すぐらいの勇気をもった裁判官が今の法曹界にいるのかどうかという問題にも絡んでくると思います。

〔渡邉〕 今の状況は確かに 80 年代の連続して死刑の再審が出たというあの時期と，今現在の時期とどうつながっているか。これは形態からお話しすることではありますけれど，最近ですね，上告をすると，前と何が違うかというと，すぐ棄却されちゃうんですね。棄却スピードがものすごく速くて，上告趣意書を出すと，これは再審ではなく普通の裁判ですけれど，刑事事件で上告趣意書を出すと，一か月もしない間に棄却されるというのがものすごく多いんですね。記録から見ますと，いくらでも疑いがあると，そういう余地があると。もうどうしようもない事件も確かにあるんですけれど，どう見てもこれはちゃんと認定していないだろうと。そういうので上告趣意書を出しても，本当に三行半ですね。事実誤認の誘導について憲法違反とかに該当しないのでだめだと。前から言われてはいるのですが，これは三行半で棄却されるだけではなくて，そのスピードがやたら速まっている。提出してから二十日，あるいは一週間ぐらいで棄却されてしまうという事がいくらでもある。本当に読んでいるのかと，書いたものを本当に読んでくれているのかと，ちょっと疑う面もあって，そういう意味ではなんだか最近，私の経験の範囲でしか言えないのですが, 最近変わってきているのではないかと経験上ではありますが, そのように感じています。

〔追記〕

本稿は，2019 年 1 月 26 日（土）に明治大学生田キャンパス中央校舎 6 階メディアホールにて開催された第 9 回企画展特別プログラム講演会第２回「帝銀事件第二十次再審請求の現状」の書き起こしに加筆・修正したものです。本文中の（　　）内は資料館による補足です。